日本原子力学会 倫理規程改定案についての意見募集について

各位

一般社団法人 日本原子力学会 倫理委員会

日本原子力学会倫理規程は、賛助会員を含む会員の皆さまや会員が所属する組織が展開する諸活動を行うに当たって、会員が持つべき心構えと言行の規範について書き示したものです。2001年に制定され、これまでに7回の改定がなされ、現行の倫理規程は2021年5月に改定されたものです。

倫理委員会は、倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくことを委員の責務とし、これまで数年毎に倫理規程の改定検討を行ってきました。

一昨年からは、現行の倫理規程改定以降の原子力を取り巻く状況や前回改定における論点^{※1}を踏まえ、また、倫理規程をより 一層浸透させるための文言の検討を行なうなど、改定に向けた検討を進めてきました。

このたび、倫理委員会としての倫理規程改定案が別紙のとおりまとまりましたので、下記の要領で意見募集を行います。会員の皆さまにご一読いただき、ご意見をお寄せいただきたく、よろしくお願いいたします。

皆さまからお寄せいただいたご意見への対応を検討し^{*2},倫理規程改定案への必要な反映を行い,その後,学会理事会に上申いたします。

○倫理規程改定案:倫理委員会ホームページ URL:http//www.aesj.or.jp/ethics/2025draft

○ご意見送付先 : ethics@aesj.or.jp

○ご意見送付期限:2025年3月21日(金)

※1: 品質不正問題(素材メーカ等による製品検査等の不正),関西電力金品授受問題,東京電力福島第一原子力発電所事故に関わる動向,上記問題等の背景要因として共通する組織文化など

※2:ご意見への対応結果は倫理委員会ホームページで公表いたします。

現倫理規程 (2021年5月) 改定案 改定理由 前文 前文 日本原子力学会倫理規程は、日本原子力学会会員が、研 日本原子力学会倫理規程は、日本原子力学会会員が、研 究、開発、利用、教育等のさまざまな活動を実施するにあ 究、開発、利用、教育等のさまざまな活動を実施するにあ たり、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範を書 たり、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範を書 き示したものである。会員は、原子力の平和利用と安全確 き示したものである。会員は、原子力および放射線の平和 記載の適正化(定款の文言 保の重要性を認識し、その業務に携わることに誇りと使命 利用と安全確保の重要性を認識し、その業務に携わること と整合) 感を持ち、その責務を果たすため、常に本規程を自分の言 に誇りと使命感を持ち、その責務を果たすため、常に本規 程を自分の言葉に置きなおし、自ら考え、自律的に行動す 葉に置きなおし、自ら考え、自律ある行動をとる。 記載の適正化 現代は、人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題と 現代は、人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題と なっており、さまざまな技術が開発され進歩している。し なっており、さまざまな技術が開発され進歩している。し かし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在 かし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在 している。会員は、自らの携わる技術が、正の側面によっ している。会員は、自らの携わる技術が正の側面によって てより社会貢献するために、東京電力福島第一原子力発電 より一層社会貢献するために, 東京電力福島第一原子力発 ・記載の適正化 所事故が長期にわたって環境や社会に<mark>負の</mark>影響をもたらし 電所事故が長期にわたって環境や社会に甚大な負の影響を ・1F 事故に関する適切な訴 もたらしていることを絶えず思い起こすとともに、 廃棄 ていることや、廃棄物、核セキュリティ等の問題があるこ 求、記載の適正化(文言の移動 とを絶えず思い起こし、技術だけでは解決できない問題が 物、核セキュリティ等に関する課題や技術だけでは解決で あることも強く認識する。もって常に現状に慢心せず、広 きない問題があることを強く認識する。もって常に現状に く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち, チャレンジ精神と不断 慢心せず, 広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち, チャレン の努力をもって、より高い安全性を追求し、豊かで安心で ジ精神と不断の努力をもって、より高い安全性を追求し、 きる社会の実現に向けて, 積極的に行動する。 未来世代にわたって豊かで安心できる社会の実現に向け ・世代間倫理を陽に訴求 て, 積極的に行動する。 本規程は、日本原子力学会の個人および組織の会員を対象 本規程は、日本原子力学会の個人および組織の会員を対象 としているが、原子力の平和利用と安全確保のために、本 としているが、原子力および放射線の平和利用と安全確保 ・記載の適正化(定款の文言 規程がより多くの原子力関係者に共有され、本規程に則っ のために、本規程がより多くの原子力関係者に共有され、 と整合) た行動がとられることが必要である。このため、我々会員 本規程に則った行動がとられることが必要である。このた は、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人 め、我々会員は、本規程の精神を理解し、原子力に関わる および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できる すべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範 ことを目指し率先垂範する。 さらに、日本原子力学会自身 を実践できることを目指して率先垂範する。 さらに、日本 ・記載の適正化 も、会員の支援を通じて使命を果たす。 原子力学会自身も、会員への支援を通じて学術団体として ・ 学会の役割が明確になるよ う記載を適正化 の使命を果たす。

| 現倫理規程 (2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|--|---|--|
| 憲章 1. 行動原理 会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。 | 憲章 1. 行動原理 <変更なし> | |
| 2. 公衆優先原則・持続性原則 会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組 <u>む</u> 。 | 2. <u>安全</u> 優先原則・持続性原則 会員は、 <u>安全を</u> すべてに優先させて <u></u> 原子力および放射線 の平和利用の発展に積極的に取り組 <u>み、持続可能な社会の</u> 構築に貢献する。 | ・記載の適正化(なお、行動の 手引2-1のように、公衆安 全に関わる箇所では「公衆」と いう用語を用いる) ・憲章タイトルの「持続性原 則」に対応する記載を追加(行 動の手引2-4と整合) |
| 3. 真実性原則 会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に <u>事</u> 実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。 | 3. 真実性原則 会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に <mark>客</mark> <u>観的な事実</u> を尊重し、自らの意思をもって判断し行動す る。 | ・記載の適正化 |
| 4. 誠実性原則・正直性原則 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。 | 4. 誠実性原則・正直性原則 <変更なし> | |
| 5. 専門職原則 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の 影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的 に社会に発信し、かつ交流して <u>技術</u> の発展に努めるととも に、人材の育成と活性化に取り組む。 | 5. 専門職原則 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の 影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的 に社会に発信し、かつ交流して <u>学術および技術</u> の発展に努 めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。 | ・記載の適正化(定款の文言 と整合) |
| 6. 有能性原則 会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識 し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識すると ともに、自らの <u>専門分野以外</u> の分野についても理解を深 め、常に協調の精神で臨む。 | 6. 有能性原則 会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識 し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識すると ともに、自らの <u>専門以外</u> の分野についても理解を深め、常 に協調の精神で臨む。 | ・記載の適正化 |

| 現倫理規程 (2021 年 5 月) | 改定案 | 改定理由 |
|---|--|--|
| 7. 組織文化の醸成 会員は、所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に取り組む。 行動の手引 行動の手引は、本規程の前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況においては、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、ある程度の多様性は許容される | 7. 組織文化の醸成会員は、本会を含む所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に努める。 行動の手引行動の手引は、本規程の前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の活動における心構えと言行の規範について具体的に書き示したものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況においては、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、相克する多様な価値をバランスよく考慮し、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致し | 改定理由 ・記載の適正化(学会自身も対象であることを明確化) ・記載の適正化(行動の手引の文言と整合化) ・記載の適正化 ・記載の適正化 |
| ものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。 1. 行動原理 1-1 原子力利用の基本方針 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と自律ある行動により原子力利用の適切な発展を図る。 1-2 不断の努力と可能性へのチャレンジ会員は、研究、開発、利用、教育等における諸課題の解決のために不断の努力を払うとともに、常に更なる向上を目指し、俯瞰的な視野を持って、新たな可能性にチャレンジする。 | ているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。 1. 行動原理 1-1 原子力利用の基本方針 会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と自律的な行動により原子力および放射線利用の適切な発展を図る。 1-2 不断の努力と可能性へのチャレンジ <変更なし> | ・記載の適正化・記載の適正化(定款の文言と整合) |

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|--|--|---|
| 1-3 リーダーシップの発揮 会員は、一人ひとりが自らの責任や役割を明確にし、積極 的な態度および行動を示すことにより、それぞれの階層で リーダーシップを発揮する。 | 1-3 リーダーシップの発揮 <変更なし> | |
| 1-4 <u>技術者の行動による信頼</u> 会員は、 <u>技術</u> に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、 <u>技術を扱う</u> 者として、 <u>社会の理解</u> を得ることのできる行動を積み重ねていく。 | 1-4 <u>行動による信頼の獲得</u> 会員は、 <u>原子力利用</u> に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、 <u>原子力に携わる</u> 者として、 <u>社会からの声に幅広く耳を傾けて双方向のコミュニケーションに努め、社会からの信頼</u> を得ることのできる行動を積み重ねていく。 | ・行動の手引の改定に合わせたタイトルの見直し・記載の適正化・記載の適正化・類似した行動の手引の統合(現4-4、4-6と統合) |
| 2. 公衆優先原則・持続性原則 2-1 原子力利用と安全確保の両立会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い安全性を追求し、その確保に努める。 2-2 平和利用への限定会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理 | 2. 安全優先原則・持続性原則 2-1 原子力利用と安全確保の両立会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い安全性を追求し、公衆の安全の確保に努める。 2-2 平和利用への限定会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と良識に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理 | ・記載の適正化(本行動の手 引は公衆安全を対象にしてい ることを明確化) ・記載の適正化(分かりやす い文言に適正化) |
| 等に最大限の注意を払う。 2-3 核セキュリティの確保 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に努める。 | 等に最大限の注意を払う。 2-3 核セキュリティの確保 <変更なし> | |

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|---|---|--|
| 2-4 地球環境保全との調和 会員は、原子力発電は炭酸ガス排出の低減などで環境問題 の解決の一助となりうる一方、放射性廃棄物の管理、処理・処分に関わる長期にわたる課題があることを認識し、 この解決に努め、持続可能な社会の構築に貢献する。 | 2-4 地球環境保全との調和 会員は、原子力発電は炭酸ガス排出の低減などで環境問題 の解決の一助となりうる一方、放射性廃棄物の管理、処 理・処分に関わるきわめて長期にわたる課題があることを 認識し、人文社会系の知見も含めてこの解決に努め、持続 可能な社会の構築に貢献する。 | ・記載の適正化(分かりやすい文言に適正化) ・技術のみで課題解決できない課題があることを踏まえた記載の追加 |
| 2-5 労働安全の確保 会員は、常に原子力施設で働く <u>人々</u> の安全確保と災害の防 止に努める。 | 2-5 労働安全の確保 会員は、常に原子力施設で働く <mark>会員自身を含む人々</mark> の安全 確保と災害の防止に努める。 | ・記載の適正化 |
| 2-6 経済性 <u>優先</u> への戒め 会員は、原子力施設の設計・建設・運転・保守等の管理に あたり、経済性 <u>を</u> 安全性に優先させない。 | 2-6 経済性 <u>・効率優先</u> への戒め 会員は、原子力施設の設計・建設・運転・保守等にあたり、経済性 <u>、作業効率等を</u> 安全性に優先させない。 | 類似した行動の手引の統合 (現2-7と統合) |
| 2-7 効率優先への戒め 会員は、原子力施設において、安全性の十分な確認を行う ことなく設備や作業の効率化を行わない。 | 2-7 効率優先への戒め <現2-6に統合> | 類似した行動の手引の統合 (現2-6に統合) |
| 2-8 規制適合が目的化することへの戒め 会員は、原子力の研究、開発、利用、教育等において、法 令・規則への適合のみで満足することなく、専門家とし て、更なる安全性向上を目指して弛まぬ努力をする。 | 2- <mark>7</mark> 規制適合が目的化することへの戒め <変更なし> | |
| 2-9 技術成熟の過信への戒め 会員は、原子力の安全性を過信することなく、今後とも新たな技術的問題が出ることがありうるとして、緊張感を持って警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。 | 2-8 技術成熟の過信への戒め 会員は、原子力の安全性を過信することなく、知見や経験 には限界があり、今後とも 新たな技術的問題が出ることが ありうるとして、緊張感を持って警戒心を維持するととも に、事前の備えを尽くす。 | ・より明確な訴求となるよう記載を追加 |
| 3. 真実性原則 3-1 最新知見の追究 会員は,広く国内外から情報の収集に努め,最新の知見を 追究する。特に安全にかかる情報は,公衆や環境に大きな 影響を与える可能性があることから慎重に確認する。 | 3. 真実性原則 3-1 最新知見の追究 <変更なし> | ・類似した行動の手引の統合 (現5-3と統合するが、記 載の変更はなし) |

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|--|---|--|
| 3-2 事実の尊重 | 3-2 事実の尊重 | 以足空田 |
| 会員は、 <u>事実</u> を尊重し <u>, 科学的に明白</u> な間違いに対しては <u>毅然とした態度でその</u> 間違いを指摘し、是正するよう働き かける。 | 会員は、 <mark>客観的な事実</mark> を尊重し <u>明白</u> な間違いに対しては <u>その</u> 間違いを指摘し、是正するよう働きかける。 | ・記載の適正化 ・記載の適 正化 ・記載の適正化 (分かりやす |
| 3-3 自らの判断に基づく行動 会員は、業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に 受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよ う、常に正確な情報の収集に努める。その上で、状況を俯 瞰し、関連する専門能力と経験により自ら判断し、行動す | 3-3 <u>正確な情報の収集</u> 会員は、業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に 受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよ う、常に正確な情報の収集に努める。 | く簡潔な記載) ・訴求点が明確になるよう、 行動の手引3-3と3-4に 分割し、タイトルを適正化 |
| నే. - | 3-4 自らの判断に基づく行動 会員は、正確な情報に基づき、状況を俯瞰し、関連する専 門能力と経験により、不作為による失敗に陥らないよう、 自ら判断し、行動する。 | ・訴求点が明確になるよう、 行動の手引3-3から分割・あわせて文言を充実 |
| 4. 誠実性原則・正直性原則 4-1 誠実な行動 会員は,誠実に業務を実施する。その際,他の団体または 個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合,ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は, 雇用者あるいは依頼者,状況によっては組織内外の第三者 に説明し,誠実な業務が実施できるよう働きかける。もっ て,社会に対して <u>説明できない行動はとらない</u> 。 | 4. 誠実性原則・正直性原則 4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または 個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、 雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者 に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して <u>説明できる行動をとる</u> 。 | ・記載の適正化(文末を禁止の表現から見直し) |
| 4-2 契約に関する注意 会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。 | 4-2 契約に関する注意 会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対して明確に説明できない状況があれば、その業務に従事しない。 | ・記載の適正化(分かりやすくなるよう記載を簡素化) |

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|---|--|--|
| 4-3 ルール遵守と形骸化の防止 会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方 で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態 との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。 | 4-3 ルール遵守と形骸化の防止 <変更なし> | |
| 4-4 社会との調和 会員は、常に社会からの声に幅広く耳を傾け、双方向のコミュニケーションを心がけて社会との調和に努める。 | 4-4 社会との調和 <現1-4に統合> | ・類似した行動の手引の統合 (現1-4に統合) |
| 4-5 社会からの負託 会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。 | 4- <u>4</u> 社会からの負託 <変更なし> | |
| 4-6 会員の安心への戒めと信頼のための行動 会員は、安全の状態を過信し、自らがそのことで安心して はならない。公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危 険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の 意見・批判をよく聴くこと等、不断の努力によって得られ るものと認識する。 | 4-6 会員の安心への戒めと信頼のための行動 <現1-4に統合> | ・類似した行動の手引の統合 (現1-4に統合) |
| 4-7 情報の公開 会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開 に努める。特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、 その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公 開するように働きかけ、公衆の安全確保を優先させる。 | 4- <u>5</u> 情報の公開 <u>と説明責任</u> 会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開 に努める。特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、 その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公 開するように働きかけ <u>る</u> 。情報発信にあたっては、相手の立 場に立ち、社会からの信頼が得られるよう、説明責任を果た す。 | ・類似した行動の手引の統合 (現4-9と統合)・統合に伴いタイトルを適正 化 |
| 4-8 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い 会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との良好な関係を破壊 することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努め る。ただし、核不拡散や <mark>核物質防護</mark> 等、公開することが不 適切と判断されるものについては、公開できない理由を説 明する。 | 4- <u>6</u> 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い 会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との <mark>関係を根幹から</mark> 破 壊することを認識し、適切かつ積極的 <mark>な情報公開</mark> に努め る。ただし、核不拡散や <mark>核セキュリティ</mark> 等、公開すること が不適切と判断されるものについては、公開できない理由 を説明する。 | ・より明確な訴求となるよう 記載を適正化・記載の適正化・記載の適正化 |

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|--|--|--|
| 4-9 説明責任 会員は、自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。 | 4-9 説明責任 <現4-7に統合> | ・類似した行動の手引の統合 (現4-7に統合) |
| 5. 専門職原則 5-1 専門分野等の研鑚と協調 会員は、未知の領域の探求など、自己研鑚に励むととも に、関連分野の理解も深め、これを尊重して業務の遂行に あたり、常に協調を図る。もって、得られる経験や知見に より、原子力に関わる学術および技術 <u>の改善と発展</u> に貢献 する。 | 5. 専門職原則 5-1 専門分野等の研鑚と協調 会員は、未知の領域の探求など、自己研鑚に励むととも に、関連分野の理解も深め、これを尊重して業務の遂行に あたり、常に協調を図る。もって、得られる経験や知見に より、原子力に関わる学術および技術の発展に貢献する。 | ・記載の適正化 |
| 5-2 専門能力の維持・向上 会員は、求められる専門能力や倫理的行動が、時代ととも に変化することを自覚し、常に社会の要請に <u>応える能力を</u> 備えるよう努める。 | 5-2 専門能力の維持・向上 会員は、求められる専門能力や倫理的行動が、時代ととも に変化することを自覚し、常に社会の要請に <u>応えられるよう、専門能力を磨く。現在では通用しない知識や慣習など</u> をもって専門家として行動することは慎む。 | 類似した行動の手引の統合 (現5-3と統合) |
| 5-3 新知識の取得 会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・ 規則を学び、専門能力を磨く。現在では通用しない知識や 慣習などをもって専門家として行動することは慎む。 | <u>5-3</u> 新知識の取得 <現3-1に統合> | ・類似した行動の手引の統合 (現3-1、5-2に統合) |
| 5-4 経験からの学習と共有・継承 会員は、成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他 分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の 再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な 情報の共有と、 <u>次世代への</u> 継承にも努める。 | 5-3 経験からの学習と共有・継承会員は、成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、その継承にも努める。 | ・記載の適正化(より分かりやすい表現に見直し) |
| | | |

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|---|---|--|
| 5- <u>5</u> 関係者の専門能力向上と環境整備 会員は、自己研鑚のみならず、専門能力を有すべき周囲の 者、特に監督下にある者への知識・技術の伝達や研鑚の機 会を与えることで、能力向上のための環境整備に努める。 | 5-4 専門性や俯瞰力を有する人材の育成 会員は、自己研鑚のみならず、専門能力を有すべき周囲の 者、特に監督下にある者への知識・技術の伝達や研鑽の機 会を与えることで、能力向上のための環境整備に努める。 また、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材 の育成にも努める。 | 類似した行動の手引の統合 (現6-3と統合) |
| 5-6 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について真摯に対話し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。 | 5- <u>5</u> 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について社会と真摯に対話し、課題の解決に寄与することを目指す。 | ・記載の適正化 |
| 5-7 国際社会への貢献 我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方,原子力 災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を 深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技 術の向上に貢献する。 | 5- <u>6</u> 国際社会への貢献 会員は、原子力平和利用の実績や原子力災害の当事国とし <u>ての</u> 経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみなら ず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。 | ・記載の適正化(単なる事実 関係の記載を削除) |
| 5-8 会員間の協力による困難の克服 会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に 直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切 な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他 の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。 | 5- <u>7</u> 会員間の協力による困難の克服 <変更なし> | |
| 6. 有能性原則 6-1 分野横断の取組みの必要性 会員は,原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術である ことを十分に認識し,原子力安全を確保するためには専門分 野同士の境界に隙間ができないように <u>総合的な</u> 視点から取 り組むように努める。 | 6. 有能性原則 6-1 分野横断の取組みの必要性 会員は,原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術である ことを十分に認識し,原子力安全を確保するためには専門分 野同士の境界に隙間ができないように,人文社会系の知見も 含めた総合的かつ俯瞰的な視点から取り組むように努める。 | ・技術のみで解決できない課題があることを踏まえた記載 の追加 ・記載の適正化 |

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|---|---|--------------------------------------|
| 6-2 自己能力の把握 会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のため に安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。また、 自己の能力を把握するために、他者による評価を積極的に受 けるように努める。 | 6-2 自己能力の把握 <変更なし> | |
| 6-3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、 俯瞰的な視点を有する人材の育成とそのための環境整備に 努める。 | 6-3 俯瞰的な視点を有する人材の育成 <現5-5に統合> | ・類似した行動の手引の統合 (現5-5に統合) |
| 7. 組織文化の醸成 7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、 性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わること なく自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、そ の醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に 率先垂範して行動する。 | 7. 組織文化の醸成 7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、 性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わること なく、お互いを尊重して自由に話し合い、行動できる組織 文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を 有する会員は、特に率先垂範して行動する。 | ・より適切な訴求となるよう記載を追加 |
| 7-2 課題解決のための行動 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを 自覚し、安全性 <u>向上に</u> 最大限の努力を払う。 <u>安全性</u> の損な われた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を 有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努 める。 | 7-2 課題解決のための行動 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを 自覚し、安全性 <mark>の向上および核セキュリティの確保に</mark> 最大 限の努力を払う。 <u>安全性等</u> の損なわれた状態を自らの権限 で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係 者へ働きかけ、改善されるよう努める。 | ・記載の適正化(核セキュリ ティの確保についても陽に記 載) |
| 7-3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性 を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)に対 して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整え る。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどう かを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組 織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努 める。 | 7-3 環境整備の重要性と継続的改善 <変更なし> | |

倫理規程改定(案)比較表 別 紙

| 現倫理規程(2021年5月) | 改定案 | 改定理由 |
|----------------------------|-------------------------|------|
| 7-4 組織内における申し出に対する適切な運用 | 7-4 組織内における申し出に対する適切な運用 | |
| 組織の運営に責任を有する会員は、組織の構成員からの原 | <変更なし> | |
| 子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として | | |
| 適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被るこ | | |
| とのないような配慮、申し出の内容に対する迅速な調査, | | |
| 情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。 | | |
| | | |
| 7-5 労働環境等の確保 | 7-5 労働環境等の確保 | |
| 組織の運営に責任を有する会員は、安全確保のために必要 | <変更なし> | |
| な資源を確保し、活動の基盤となる労働環境等を含めた環 | ./%/// | |
| 境整備に努める。 | | |
| | N// | |

以上